

「此花区魅力発信」動画制作業務委託 仕様書

1 件名

「此花区魅力発信」動画制作業務委託

2 契約期間

契約日から令和8年3月31日（火）

3 事業目的

此花区には多くの魅力的なスポットが存在しており、来訪者及び区民にその魅力を発信し、区内中心に足を向けてもらうための取組みとして、動画による広報が有効であると考え、本事業を実施する。

さらに、2025年は「大阪・関西万博」が開催され、開催地である此花区には区内から多くの来訪者が訪れることが予想される。万博を機に此花区へ訪れる多くの方に向け、区の魅力を発信しつつ、万博のPRを行う。

また、此花区では此花区公式LINEアカウントより定期的にお役立ち情報等の情報発信を行い、区民QOLの向上を図っているところである。更なる区民QOLの向上に資するため、まだ此花区公式LINEを友だち登録されていない区民への訴求力を高める魅力的な取組みが必要となる。

その手法の一つとして、区の魅力を発信する動画を作成し、効果的に広報することで、多くの方に关心を持ってもらい、視聴した方に「また行きたい街」「住むなら此花区」と実感してもらうことを目的とする。

4 履行期間

契約日～令和8年3月31日（火）

ただし、成果品によって納品期限が異なる

5 履行場所

発注者の指定する場所

6 業務内容

此花区が提供する情報や素材を活用しながら、本仕様書に記載する事業目的や業務内容に合った企画を提案した上で、広報動画の撮影・編集を行い、成果品を納品する。

（1）企画・構成

プロポーザルでの提案内容をもとに此花区と協議を行い、此花区ガイドマップに掲載されている主なスポットや区の魅力発信に繋がるもの、大阪・関西万博の紹介をテーマに企画・構成する。

また、本業務委託で制作した動画については、SNS 等でも発信することを予定しており、動画を視聴した方が此花区公式 LINE に友だち登録しようと思えるような企画や此花区の各種公式 SNS で効果的に発信できるアイデアを盛り込むこと。

なお、此花区の公式 SNS アカウントは次のとおり。

此花区公式 SNS アカウント : LINE、YouTube、Instagram、X

(2) 動画制作

上記（1）企画・構成に基づき、動画制作を行う。

なお、次の内容は委託業務に含むものとする。

- ① 資料・素材の収集
- ② 制作した動画を発注者が各種 SNS へ投稿する際の動画タイトル、ハッシュタグ及びサムネイル等の作成及び変更
- ③ 肖像権や著作権について必要な手続き
- ④ 協力者、撮影地への交渉・許可
- ⑤ 関係機関及び事業者等との連絡・調整・その他必要な手続き
- ⑥ 使用料、出演料、交通費、謝礼等制作に必要な費用の負担

(3) 制作テーマ及び制作本数

大阪・関西万博の盛り上げを図り、此花区の魅力がよりわかりやすく伝わる動画とする。

なお、動画の制作テーマ及び制作本数は次の①～②のとおりとする。

- ① 大阪・関西万博紹介入り区の魅力動画 2 本（30 秒、3 分程度のもの各 1 本。）
(納品期限：令和 7 年 8 月 15 日)
- ② 区の魅力動画 4 本（30 秒、3 分程度のもの各 1 本 × 2 種類。）

それぞれの納品期限は次のとおり。

区の魅力動画（i）（納品期限：令和 7 年 10 月 31 日）

区の魅力動画（ii）（納品期限：令和 8 年 3 月 31 日）

※それぞれの時間は目安とする。

※各動画の制作要件については、「7 制作要件」で定める。

※②区の魅力動画については、具体的な動画のテーマ設定も含めて受注者からの提案を受けて決定することとする。

(4) 放映場所

- ・此花区が実施するワークショップやイベント
- ・此花区役所 YouTube チャンネル他 SNS 等、ウェブ媒体
- ・此花区役所内デジタルサイネージ
- ・此花区内の主要施設 他

7 制作要件

本業務における動画の制作要件は次のとおりとする。

- ① 大阪・関西万博紹介入り区の魅力発信動画の制作

(ア) 大阪・関西万博を紹介し、視聴した方が万博へ行きたいと思える内容であること

- (イ) 此花区ガイドマップに掲載されている主なスポットの紹介や区の魅力発信に繋がること
 - (ウ) 万博の会期終了後も視聴されることを想定し、YouTube 等のサムネイルを会期終了後に変更できるよう留意して作成すること
 - (エ) 動画を視聴した方が此花区公式 LINE に友だち登録しようと思える内容であること
- ② 区の魅力発信動画の制作
- (ア) 此花区の魅力を発信する内容であること
 - (イ) 企画する動画の内容については、より魅力的なものとなるよう提案を受け、受注者決定後に内容を決定することとする
 - (ウ) 動画の企画にあたり、視聴者が此花区に興味を持ち、此花区へ行ってみたいと感じる内容とすること。また、区民の方の地域への愛着心が高まる内容とすること
 - (エ) 動画を視聴した方が此花区公式アカウント (LINE 等) に登録をしようと思える内容であること
- ※動画制作にあたり、商業施設等を紹介する際には、公平性を考慮すること。

8 制作工程

- (1) 納品までの業務内容ごとの作業スケジュール及び工程表の作成
受注者は発注者に対して、業務工程表を提出するとともに、次の(2)～(7)の各作業内容について、定期的に報告、または打ち合わせを行い、資料の修正・追加等を行いながら内容に問題が無いか確認の上、納期までに動画を完成させる。
- (2) 素材選定
此花区と協議の上、動画で取り上げる素材を選定する。素材の選定にあたっては、公平性の観点を踏まえて選定すること。
取り上げる内容について、此花区は可能な限り、情報・写真等のデータを提供する。素材提供は電子メールに添付して行うほか、庁舎内等で直接受け渡しを行う場合もある。データは、ワード・エクセル・画像・イラスト等の加工可能なものに加え、写真（ネガを含む）、パンフレット・ポスター類や紙原稿を含む。
- (3) 企画
動画全体の絵コンテを作成し、制作物のイメージを固める。
必要に応じて、絵コンテを複数案作成する場合もある。
- (4) 撮影
撮影場所は、此花区と協議の上、此花区内で実施する。
撮影内容は、此花区内の飲食店、アミューズメント施設、公園（アート作品含む）、大阪・関西万博会場、此花区管内施設を対象とするほか、来訪者にインタビュー等の取材も含む。
1日に複数箇所を撮影することを想定している。
より多く撮影できるよう、効率的な撮影スケジュールを検討すること。必要に応じて、撮影のための事前打ち合わせを実施すること。

(5) 安全確保、法令順守

撮影に当たっては、次の点に留意し、各種法令を遵守するとともに、周囲の安全確保に十分配慮すること。

- ・撮影場所の管理者と打ち合わせを行うこと。
- ・許認可が必要な場合は、所管の機関等に届け出を行うこと。

(6) 撮影中止の対応

雨天等の事情により撮影ができない場合は、撮影日を変更すること。

イベントの中止等により撮影ができなくなった場合は、代替案を準備すること。

(7) 編集

制作した映像の加工・編集、音楽・音声・ナレーション・テロップの挿入などの編集作業を行い、動画の完成までに本市による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けることとする。

なお、編集にあたっては次の点に留意すること。

- ① 仮編集の段階で発注者による映像確認を受けること。確認により変更が生じた場合は、追加・修正を行うこと。仮編集版は YouTube 上に限定公開することとし、速やかに発注者まで URL を報告すること。
そのほか疑問点等があれば発注者に確認のうえ、作業を実施すること。
- ② 撮影結果を踏まえて、絵コンテと異なる編集を指示する場合もある。
- ③ 必要に応じてテロップを挿入するなど、多言語化への配慮を行うこと。
- ④ YouTube、Instagram 及び X など SNS での視聴を想定し、視聴に結び付く効果的な動画タイトル、ハッシュタグ及びサムネイル等を作成し、発注者へ提案するとともに、必要に応じてデータを提供すること。
- ⑤ 編集は、本市からの提供素材・撮影素材のみを使ったデザイン構成を指すのではなく、キャッチコピー・イラスト・タイトル帯・文字デザイン等の考案や写真の加工など動画完成に必要な一切の作業を含む。
- ⑥ 編集の途中で、動画の一部または全部の追加・訂正・差替えを指示することがある。動画の修正は、完成まで繰り返し行う。

9 成果物（納品物）

(1) 広報用動画

- ① 配信用データ（i）・・・30秒動画（縦）×3本

デジタルサイネージ（縦）で放映予定

- ・制作テーマごとに個別に USB 及び DVD で納品すること
※コピーガードは設けないこと
- ・1,080dpi × 1,920dpi （フルハイビジョン）
- ・アスペクト比は 9 : 16、ビットレートは 8~15Mbps とする
- ・YouTube 等に投稿可能な形式であること
- ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする

- ② 配信用データ（ii）・・・3分動画（横）×3本

デジタルサイネージ（横）で放映予定

- ・制作テーマごとに個別にUSB及びDVDで納品すること
※コピーガードは設けないこと
- ・1,920dpi×1,080dpi（フルハイビジョン）
- ・アスペクト比は16：9、ビットレートは8～15Mbpsとする
- ・YouTube等に投稿可能な形式であること
- ・容量・・・内容によって変動するため、別途調整とする

※納品する際、必ず最新のパターンファイルに更新されたウイルスチェックソフトを使ってウイルスチェックを行うこと。

※アスペクト比及びビットレートは変更する場合がある。

（2）撮影データ

撮影した動画については、制作テーマごとに場面中の1場面を切り抜いた静止画（カット）の一覧を、普通紙（A4用紙）5枚程度にカラー印刷したものとデータに収めたDVD（1枚）を納品すること。

- ・動画のデータ形式は、YouTube等に投稿可能な形式とすること
- ・DVDにコピーガードは設けないこと
- ・アスペクト比は16：9、ビットレートは8～15Mbpsとすること
- ・カラー印刷したカット割り一覧はファイリング用2穴付きのケースに格納すること
- ・各々の媒体に、契約名称と動画内の使用箇所を特定できる記載をすること

（参考）納品物早見表

制作テーマ 納品物	30秒動画（縦）		3分動画（横）		撮影データ DVD	納期
	USB	DVD	USB	DVD		
大阪・関西万博紹介入り区の魅力動画	1	1	1	1	1	令和7年8月15日
区の魅力動画（i）	1	1	1	1	1	令和7年10月31日
区の魅力動画（ii）	1	1	1	1	1	令和8年3月31日

※表中の数字は納品数量である

10 経費負担区分

業務遂行にあたって必要となる経費については、すべて本業務委託の委託料に含めるものとし、別途請求は行わないこと。

11 報告

受注者は業務完了後、速やかに業務完了届を発注者へ提出すること。

12 支払い

本業務の履行完了後、本市による成果物の検査を経て委託料を支払うものとする。

13 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

14 留意事項

(1) 著作権の帰属

本契約により制作される成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、本市に無償で譲渡するものとする。ただし、既存の楽曲等、著作権の譲渡が難しいものが含まれる場合は、プロポーザルの段階で本市の了承を得るものとする。

なお、上記の著作権の譲渡が難しいものを使用する場合においては、著作権者や著作権管理団体に連絡し、使用許諾の意思の有無や条件などを確認のうえ、事前に使用に関する合意や許諾に至る必要があるものは、受注者の責任において必要な手続きを行うこと。また、手続き等に要する経費についてはすべて受注者の負担とする。

(2) 第三者の権利侵害

受注者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受注者が負うものとする。

15 再委託について

(1) 受注者は、本業務委託の全部を一括して、又は仕様書等において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、業務委託契約書第16条第1項に規定する「主たる部分」とは委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等をいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(2) 受注者は、コピー、データ入力、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

(3) 受注者は、(1)及び(2)に規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超える契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

(4) 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の

3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

(5) 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

16 その他

- (1) 本業務における成果品については、発注者は追加費用なしで、無期限に使用できるものとする。万が一、権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任及び負担において一切処理すること。また、受注者は本業務で取得した資料、素材及び成果品を無断で公表・譲渡・貸与又は使用してはならない。
- (2) 本仕様書を変更する場合は、その都度、双方協議のうえ決定する。
- (3) 受注者は、提供された資料及び業務により作成された資料は、業務終了後にその全てを本市へ返却、提出すること。なお、納入後に誤りが判明した場合は必要な措置を講じること。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は業務内容に疑義が生じたときは、両者が協議してこれを処理するものとする。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること